

注意喚起： 特恵関税活用に係るエチオピアの特恵関税印の変更について

我が国では、開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国又は地域の輸出所得の増進、工業化の促進を図り、経済発展を支援するため、（特別）特恵関税制度を導入しております。エチオピアは特別特恵関税受益国に分類されております。

（特別）特恵関税の適用を受けるためには、原則として「一般特恵制度原産地証明書（様式 A（FormA））が必要となります。

今般、エチオピア政府より、同証明書を発給する組織の名称変更により平成 31 年 1 月 1 日付で特恵関税印が変更があった旨連絡がありました。エチオピア側の書類に不備があり日本側における手続が完了しておりません。その結果、平成 31 年 1 月 1 日以降に発給された原産地証明書は効力を持たない状況にあります。

当館としまして、早急に手続を進めるようエチオピア政府に働きかけを行っているところですが、ご注意いただきますようお願いいたします。